（在外選挙執行規則の一部改正）

第三条　在外選挙執行規則（平成十一年自治省令第二号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第三号中「、中央選挙管理会」を「中央選挙管理会、参議院合同選挙区選挙について は当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会」に改める。

第二十六条第一項中「第四十九条の二第二項」を「第四十九条の二第四項」に、「第十九号様式その二」を「第十九号様式その三」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第四十九条の二第三項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定した共通投票所における投票録は、公職選挙法施行規則第十四条の規定にかかわらず、別記第十九号様式その三に準じて調製しなければならない。

別記第十八号様式の二中「調整」を「調製」に改め、同様式備考5中「備考14」を「備考15」に改める。

別記第十九号様式その一備考14を同様式備考15とし、同様式備考13の次に次のように加える。

14　法第55条ただし書に規定するときにあっては、「5　投票箱、投票録及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人」欄には、投票箱及び投票録を開票管理者に送致すべき投票立会人を記載すること。

別記第十九号様式その一備考9中「備考14」を「備考15」に改め、同様式その二を同様式その三とし、同様式その一の次に次の様式を加える。

その二

平成何年何月何日執行　何選挙共通投票所投票録

1　共通投票所開設場所	年	月	日	場	所	事	由	告	示	年	月	日
2　共通投票所の変更								辞職の時刻及び理由				
3　投票立会人	党派	氏名	選任年月日	立会時間		参会時刻		午前（後）何時何分　事由何々				
(1)　市区町村の選挙管理委員会の選任した者				午前何時～午後何時								
(2)　投票管理者の選任した者				（参会時刻）								
4　共通投票所開閉時刻	午前	何時開始	午後	何時閉鎖		（参会時刻）						
5　投票箱、投票録及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人	投票者			氏名				仮投票による投票者				
6　投票の状況	(男)											
	(女)											
	(計)											
(1)　投票用紙再交付者	(氏名)			（再交付の事由）								
(2)　決定書又は判決書により投票をした者	(氏名)											
(3)　投票の用紙及び封筒を返還して投票した者	(氏名)											
(4)　点字により投票をした者	選挙人			補助者								人
(5)　代理投票	(氏名)			(氏名)		(氏名)						
(6)　投票拒否の決定をした者	代理投票者数											人
	法第50条の投票の拒否			選挙人の氏名		拒否の事由		仮投票の有無				
	法第48条の代理投票の拒否											
7　在外選挙人の投票の状況	投票者							仮投票による投票者				
	(男)											
	(女)											
	(計)											
備考												
8　共通投票所事務従事者	総数	何人	内	1　市区町村選挙管理委員会書記								何人
				2　市区町村の職員								何人
				3　その他の者								何人

平成何年何月何日調製

投票管理者（職）　氏　名

我々は、この投票録の記載が真正であることを確認して、署名する。

投票立会人　氏　名

投票立会人　氏　名

備考

1　この様式は、共通投票所における投票録の様式である。

2　選挙人の氏名のみの記載では、選挙人を確認することが困難である場合においては、住所等を記載して確認することができるようにすること。

3　「立会時間」欄には、投票立会人を交替することとしている場合において選任の際立ち会うこととされた時間又は投票立会人が辞職をした場合にその投票立会人以外の選挙人が実際に立ち会った時間を記載すること。

4　「6　投票の状況」欄は、在外選挙人の投票の状況を記載しなければならない。

5　「7　在外選挙人の投票の状況」欄は、市区町村の選挙管理委員会の指定した共通投票所において交付者、郵便等による投票用紙再交付者、決定書又は判決書により投票をした者、不在者投票の用紙及び封筒を返還して投票した者、代理投票をした者又は投票拒否の決定をした者があるときは、「7　在外選挙人の投票の状況」欄に「6（1）」欄から「6（6）」欄までの記載方法に準じて、記載をしなければならない。

6　「7　在外選挙人の投票の状況」欄の「仮投票による投票者」欄は、共通投票所の開閉時において選任されている投票立会人とする。

7　署名をする投票立会人は、共通投票所の開閉時において選任されている投票立会人とする。

8　法第55条ただし書に規定するときにあっては、「5　投票箱、投票録及び選挙人名簿を開票管理者に送致すべき投票立会人」欄には、投票箱及び投票録を開票管理者に送致すべき投票立会人を記載すること。

9　この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項の記載については、その一の備考16に準ずる。